

24豊農森第20-4号
平成24年 4月27日

豊前市監査委員 矢 鳴 学 様
豊前市監査委員 榎 本 義 憲 様

豊前市長 釜 井 健 介
(農林水産課)

定期監査等の結果について(回答)

平成23年12月～平成24年 2月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 施設使用料及び占用料について

【指摘の要旨】

施設使用料及び占用料の徴収事務は適正に処理されているが、申請事務において一部不適切な処があり改善をされたい。

- ① 漁港施設の使用料の許認可業務（プレジャーボート）にあたり、使用期間の記載や更新手続が行われていないものが散見された。豊前市漁港管理条例に基づき適切な事務処理をされるようにされたい。
- ② 豊前市地域住民交流センターの使用にあたり、例年豊前・築上シルバー人材センターと賃貸借契約を締結し、23年度より減額契約を行っているが、減免申請は平成23年5月10日付の申請、賃貸借契約は平成23年4月1日で遡及契約書となっている。遡及契約の具体的理由が不明であり一部2重契約の期間が生じている。一端締結した契約の変更に当たっては、契約変更あるいは更新後の新規契約により行うことが妥当と考え是正を求める。また、減免の適用条例を「豊前市行政財産使用料

条例」としているが、本条例は行政処分による使用させる使用料について適用するもので、賃貸借契約により貸付けたものは適用外であり、法的根拠等について内容を十分に検討の上対処されたい。

【措置内容】

- ① 許認可関係の資料を再度見直し、豊前市漁港管理条例に基づき、今後は適切な処理を行います。
- ② 豊前・築上シルバー人材センターの豊前市地域住民交流センター使用については行政財産の目的外使用に当たるため、今後は地方自治法第238条の4第2項及び第7項、豊前市行政財産使用料条例に基づき処理します。

2. 工事等請負契約について

【指摘の要旨】

工事等の請負契約業務については、財務課管財係との関連事務があり、担当課のみの処理業務ではないが、おおむね適正に処理されているものの、一部不適正なものとは是正、検討を必要とするものがある。

① ト仙の郷浴場天井修繕工事について

昨年6月、当該施設の建設業者と修繕について随意契約を締結しているが、随意契約理由として「施設の点検を実施したところ、浴場天井部分の落下の危険性があることが判明した。原因調査の結果、当時の施行業者の瑕疵が判明し、協議の結果施行業者の瑕疵部分は施行業者が修繕し周辺部分修繕は市が負担する。」となっている。

施行上の瑕疵が判明しているものの、工事請負契約約款第44条で、「引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が故意または重大な過失により生じた場合には請求を行うことの出来る期間は10年とする。」となっている。

今回の瑕疵がいずれの瑕疵に該当するか具体的な理由、瑕疵の起算日となる施設の引渡し日、瑕疵の権利行使の日等具体的な記述がなされてなく、約款上の瑕疵責任を求める根拠が不明確である。施設の引渡日は平成11年1月29日であり瑕疵担保期間は過ぎており、不適正な随意契約と考えられ是正すべきである。

② 測量業務等契約の工期について

測量業務等で、工期の期間に対して完成期日が半分、早いもので1/4相当の期間で完成しているものが見受けられ、工事や業務内容が工期に適正に反映されてないと考えられる。

工期がいたずらに長いと、次回の指名入札にも影響の恐れがある等、請負業者に不利益が生じることが考えられ、工期の設定にあたり工事内容、現場等を充分考慮して設定するよう要望する。

【措置内容】

- ① ト仙の郷浴場天井修繕については、原因調査の結果、施工管理業者及び施工業者の施工不良が大きな要因であり、施工管理業者及び施工業者と協議したところ、両者とも一部施工不良があったことを確認しましたので、市・施工管理業者及び施工業者が応分の負担で修繕することとしました。

担当課としましては、市負担を少しでも軽減するための措置でありましたが、今後は約款に基づき適正に処理します。

- ② 工期の設定にあたっては、ガイドラインや明確な資料等がないため、今後は過去の実績や請負金額、また項目や現場条件などを十分考慮して決定いたします。

3. 業務委託契約について

【指摘の要旨】

地域における継続的及び緊急的な雇用機会の創出を図る為、民間企業、NPO法人等の団体に対し委託して行う補助事業において、市内の数団体に事業を委託し実施している。事業実施にあたっては、毎年委託契約を締結しているが、雇用の実態が業務委託契約に反する内容が一部見受けられる。

雇用、就業計画書及び事業実績報告の提出にあたり、事業内容の審査が不十分なことにより生じたものと考えられ、書類審査にあたっての注意力を高めることを求める。

【措置内容】

本事業において、受託者が契約条項を熟知せず雇用を行ったことは、担当課の指導不足でありました。今後はこのようなことがないよう指導に努めます。

4. 農業施設台帳等の整理について

【指摘の要旨】

農道台帳については、交付税の対象となる幅員4 m以上の農道は整備されているものの、4 m未満のものは圃場整備の実施に伴い市管理分と土地改良区管理分の台帳整理が未整理となっており、農道の総延長等の確認が出来な

い状況にある。早急に整理されたい。

また、市有林台帳の整備については平成17年度の定期監査に於いて指摘を受け6年を経過しているが、その整備が不十分と考える。山林の管理は毎年、枝打、間伐、除伐を豊築森林組合に保育事業として委託しているが、山林は40年以上に亘る長期の管理が必要であり、進捗管理の状況が分かる台帳が必要であると考えられるので、その整備を要望する。

【措置内容】

農道台帳については、ほ場整備完了地区の施設管理移管を受けた箇所から順次幅員確認を行い、農道台帳を整理していきます。

市有林台帳については、森林組合と連携し市有林保育事業を実施しながら順次整備を行います。

5. 現金管理について

【指摘の要旨】

補助事業に係る各種団体等の事務局を各々の規約により農林水産課内に置き、担当者が預金通帳及び通帳届出印を管理しているケースが見受けられた。

そのことが、そのまま不正経理に結びつくわけではないが、他の自治体において補助金管理に関して職員の不祥事も起きているので、預金通帳と通帳届出印を別々に管理しチェックできるような体制を構築するよう求める。

【措置内容】

預金通帳の管理は担当者が、届出印の管理は担当課長又は係長が行っていますが、今後は通帳管理者及び届出印管理者の連携を密にすることはもちろん、担当者が無断で届出印を持ち出せないよう徹底します。

6. 市営林巡視員の報告について

【指摘の要旨】

「豊前市営林巡視員服務規程」第3条では、「巡視員は、林地の見廻り及び作業の巡視を行った場合には、その都度その概要を見廻り日記に記録し、その月分をまとめて翌月10日までに担当課長に提出しなければならない。ただし、異状を認め、又は緊急処理を要する事態を発見したときは、直ちに担当課長を通じて市長に報告しなければならない。」となっているが、口頭のみで報告で見回り日記（様式第1号）の提出が一部の者しかされていなく、巡視員の活動実態の把握と確認が不十分である。市営林の保育事業を毎年豊築森林組合に委託している現状からも巡視員の活動を保育事業に反映出来る

よう巡視活動の指導と報告書の提出を求め、活動内容の把握を図られたい。

【措置内容】

市営林巡視員の報告は、9月及び3月の定期報告、台風・降雪等後の臨時報告をお願いしているが、巡視員の一部は異常がない場合の報告が口頭（電話等）となっております。今後は、報告義務を明確に示し、文書報告を徹底します。